

# 原子力人材育成等推進事業費補助金審査評価会について

平成22年9月30日制定  
平成29年3月14日一部改正  
文 部 科 学 省  
研 究 開 発 局

## 1. 目的

文部科学省の国際原子力人材育成イニシアティブ事業で行う原子力人材育成等推進事業費補助金の公募について、提案される事業計画の公正な審査及び事業の実施に係る適正な評価その他事業の推進に必要な事項を検討するため、原子力人材育成等推進事業費補助金審査評価会（以下「審査評価会」という。）を開催する。

## 2. 検討事項

- (1) 提案される事業計画の審査・選考
- (2) 採択される事業計画の実施状況の把握・評価
- (3) その他、国際原子力人材育成イニシアティブ事業の推進に必要な事項

## 3. 組織

- (1) 審査評価会の委員は、学識経験のある者のうちから、研究開発局長が別に指名する。
- (2) 委員の任期は、二年以内とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- (3) 委員は、再任されることができる。
- (4) 審査評価会に委員長を置き、委員の互選により選任する。
- (5) 委員長は、審査評価会を主宰する。
- (6) 委員長に事故があるときは、委員のうちから委員長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。
- (7) 審査評価会は、必要に応じて、審査及び評価に資するためのワーキンググループを置くことができることとし、その構成員は委員長が指名する。

## 4. 運営

審査評価会は、公正な審査及び適正な評価等を検討するため、議事を非公開とする。ただし、審査及び評価の結果は公表しなければならない。

## 5. 意見聴取

審査評価会において必要と認める場合には、委員以外の学識経験のある者に意見を求めることができる。

## 6. 審査評価会の終了

審査評価会は、原子力人材育成等推進事業費補助金の予算措置が終了し、且つ、2.における検討事項の検討の完了を以て、終了とする。

## 7. 庶務

審査評価会の庶務は、関係課室の協力を得て研究開発戦略官（新型炉・原子力人材育成担当）付が処理する。

## 8. 雑則

前各号に掲げるもののほか、審査評価会の運営に関する事項その他必要な事項は、委員長が定める。